特定保健指導等業務委託公募型プロポーザル募集要項

業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集いたします。

記

１　件名

特定保健指導等業務委託

２　業務内容

【別紙 1】仕様書のとおり

仕様書内容は、採択された企画提案等に応じて調整のうえ、契約を締結する。

３　履行期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、下記の場合を除き、令和１０年度及び令和１１年度についても継続して契約を締結することを原則とする。なお、令和１１年度に実施した特定健康診査等の受診者に係る特定保健指導等については、契約期間満了後も業務が継続するため、当該対象者に係る業務に限り、令和１２年度に受託者と別途契約を締結することを想定している。

（１）契約の解除事由に該当している場合、業務履行状況が不良である場合、経営状況が悪化している場合、社会的信用の失墜行為があった場合その他渋谷区が契約の継続が不適切であると判断した場合

（２）予算が確保されなかった場合

（３）渋谷区の事業見直し等により、本件事業について大幅な変更が生じた場合

なお、予算の範囲内で契約することとなるため、令和９年度と同規模の契約を令和１１年度まで保証するものではない。

４　履行場所

原則として渋谷区内で区が指定する場所（【別紙 1】仕様書のとおり）

５　参考価格

業務１：特定保健指導　　7,154,290 円（税込）

業務２：早期介入保健指導　　324,500 円（税込）

※この金額は令和８年度予算額であり、参考として提示しているため、予定価格と同額で契約するとは限らない。

※本契約は、令和９年度予算が成立し、配当を受けた後に執行する。予算が成立しない場

合、区は契約を締結しないものとし、このことにより参加申込者に損害が生じた場合でも、区は損害賠償の責を負わないものとする。

6　参加資格

次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

（１）対象業務について、渋谷区における競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録)を有していること。ただし、渋谷区における競争入札参加資格がない者は、渋谷区プロポーザル方式実施要綱第８条２項の書類を併せて提出することにより、（１）の要件を有する者とみなす。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（３）渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成９年３月２７日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。

（４）渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成２５年１１月２５日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（５）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 28 条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省令第 157 号）及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの」（厚生労働省告示第 92 号）に定める「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

（６）医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に特定保健指導機関として登録していること。

（７）令和４年度から令和８年度の間に、他自治体で特定保健指導業務の受託実績があること。なお受託実績については【様式 2】事業受託実績書に記載して提出すること。

（８）（財）日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの付与認定を受けていること。

7　スケジュール

参加申込受付期間	令和８年１０月２８日（水）から 同年１１月１２日（木）正午まで
質問受付期間	令和８年１０月２８日（水）から 同年１１月５日（木）正午まで
質問回答日	令和８年１１月９日（月）
参加資格審査結果通知	令和８年１１月１７日（火）
企画提案書等提出期限	令和８年１２月１日（火）午後４時まで
プレゼンテーション審査 開始時刻通知	令和８年１２月４日（金）

プレゼンテーション審査日	令和８年１２月１１日（金）午後（予定）
選定結果通知予定日	令和８年１２月下旬予定
契約締結予定時期	令和９年３月下旬予定

８　参加受付

（１）参加受付期間

令和８年１０月２８日（水）から同年１１月１２日（木）正午まで

（２）提出書類

ア　【様式 1】参加申込書

イ　会社概要（パンフレット等。会社概要がわかるものであれば HP のリンクも可。）

ウ　【様式 2】業務受託実績書

エ　６（１）記載の必要書類（正本）

ただし、エは渋谷区における競争入札参加資格を有しない事業者のみ

（３）提出方法

ア　データを PDF 化して「16　担当部署」あてに電子メールで送信すること。

イ　送信後、電話により受信確認を行うこと。

ウ　電子メールの件名は「プロポーザル参加希望：特定保健指導等業務委託（事業者名）」とすること。

（４）参加資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった者の資格審査を行い、全ての参加申込者に対して令和８年１１月１７日（火）までに電子メールにて参加資格審査結果通知書を送付し、参加資格の可否を通知する。

（５）参加申込書類審査

参加申込者が多数の場合は、８（２）ウ【様式 2】業務受託実績書について一次評価を行い、最大で上位４位までの者に企画提案書の提出を求めるものとする。参加申込書類審査の結果、企画提案書の提出を求めるか否かについては、（４）参加資格審査結果と同時に電子メールにて通知する。

9　質問及び回答方法

本要項等に関する質問は、【様式 3】質問票に記載のうえ、以下のとおり「16　担当部署」あてに電子メールで送付すること。なお、質問に対する回答は、本要項の追加または修正とみなすものとする。

（１）質問受付期間

令和８年１０月２８日（水）から同年１１月５日（木）正午まで

（２）回答方法

全ての参加申込者に対して令和８年１１月９日（月）までに、質問者名を伏せた上で、質

問と回答を電子メールに添付して送付する。

10　企画提案書等の作成及び提出方法

（1）提出期限

令和８年１２月１日（火）午後４時まで

（2）提出書類

ア　企画提案書（正本１部、副本１部）

（ア）A４版横書き、表紙を含まず２０ページ以内とする。

（イ）正本は、表紙（会社名等を記載し判別できるようにすること）を付けること。

（ウ）下記 a から f の内容を【別紙 2】評価基準に則り記載すること。

a　業務体制（業務計画、専門性・研修体制、責任者・人員配置、苦情・事故発生時の対応）

b　募集・利用勧奨業務（募集資材の作成・発送、申込受付、利用勧奨）

c　保健指導業務（保健指導プログラム、教材、初回面談運営体制、脱落防止策）

d　実施報告業務（利用実績の分析、報告及び改善提案方法）

e　情報管理（個人情報及び情報セキュリティ管理体制）

f　業務実績（他自治体における類似業務受託実績）

イ　【様式 4】見積書（正本１部、副本１部）

下記（ア）から（ウ）の事項を記載すること。なお、今回の見積書は選考の参考のみに用い、実際の契約時は選定事業者と協議を行い、予算額の範囲内で締結する。

（ア）会社概要（所在地、会社名、代表者名）

（イ）連絡先（部署名、担当者氏名、電話番号）

（ウ）単価（特定保健指導と早期介入保健指導それぞれの内訳に記載すること）

（3）提出方法

正本（会社等を記載し判別できるようにしたもの）と副本（社名、氏名、ロゴ等の事業者が特定される表示のないもの）を PDF 化して「16　担当部署」あてに電子メールで送信すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。

11　プレゼンテーション審査

企画提案等を説明する内容のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

（1）実施日

令和８年１２月１１日（金）午後（予定）

（2）内容

１提案者あたり３０分（プレゼンテーション２０分、ヒアリング１０分）程度実施することを予定している。

（３）出席者

統括者を含めた３名以内

（４）プレゼンテーション方法

説明の際には、企画提案書をスクリーンに投影することができる。ただし、提出書類に含まれる書類に限る。投影する場合のプロジェクターとスクリーンは、区が準備することとする。パソコン等の機器は、提案者側で準備すること。プレゼンテーションでは、提案者を特定できる内容（社名、氏名、ロゴ、写真等）を表示しないこと。

（５）その他

開始時刻等の詳細は、電子メールにて令和８年１２月４日（金）までに通知する。

12　評価方法及び評価基準等

（１）企画提案書等の審査、評価及び委託事業者の選定は、特定保健指導等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

（２）選定委員会は、【別紙 2】評価基準に基づき客観的に公平かつ厳正に評価を行うものとする。

（３）８（５）参加申込書類審査を行う場合は、選定委員会において８（２）ウ【様式 2】業務受託実績書における受託業務の方式、内容、件数によって一次評価を行う。なお、一次評価の結果は、総合点には含めないものとする。

（４）各評価項目の審査は５段階による評価点方式で行う。

（５）選定結果については、提案者に自己の結果のみを文書により通知する。

（６）選定委員全員の合計点が最も高かった提案者を 1 位とし、契約候補者として選定する。

（７）評価が同点の場合の措置

ア　評価項目の「保健指導プログラム」の評価の得点が最も高い者とする。

イ　上記アが同点の場合、見積金額が最も安価であった者とする。

ウ　上記イが同額の場合、委員長の裁決により決定する。

13　参加説明会

実施しない

14　選定結果通知等

（１）選定結果通知予定日　令和８年１２月下旬予定

（２）契約締結予定時期　　令和９年３月下旬予定

15　その他

（１）企画提案書等の作成、提出等、企画提案に要する費用は、参加申込者の負担とする。

（２）提出された書類は一切返還しない。なお、提出物は事業者選定以外には使用せず、渋谷区が責任を持って保管・廃棄するものとする。
（３）提出された企画提案書等の書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
ア　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
イ　虚偽の記載をしたもの。
（４）企画提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
（５）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
（６）提出期限以降の企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
（７）企画提案書等は、１参加申込者につき１案のみ提出できるものとする。
（８）企画提案書等について、公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。
（９）参加申込後、選定結果通知までに本選定の辞退をする場合は、【様式 5】辞退届を提出すること。

16　担当部署（問い合わせ先）

渋谷区役所 6 階
区民部国民健康保険課経理係
住所　　〒150-8010　渋谷区宇田川町 1-1
電話番号　　03－3463－1768
メールアドレス　sec-kokuhokeiri@shibuya.tokyo